

不 競 法	判決年月日	令和4年1月27日	担 当 部	知財高裁第3部
	事件番号	令和3年(ネ)第10018号		
<p>○ 不正競争防止法上の品質誤認表示及び信用毀損行為の成立が認められた事案。</p> <p>○ 品質誤認表示及び信用毀損行為に係る不正競争について、不正競争防止法5条2項の損害額が算定された事案。</p>				

(事件類型) 不正競争行為差止等 (結論) 原判決変更

(関連条文) 不正競争防止法2条1項20号・21号, 5条2項

(原判決) 東京地方裁判所平成30年(ワ)第3789号・令和3年2月9日判決

判 決 要 旨

- 1 本件は、「カイトキオリゴ」との名称のオリゴ糖含有食品(原告商品)を販売する控訴人が、「はぐくみオリゴ」との名称のオリゴ糖含有食品(被告商品)を販売する被控訴人に対し、被控訴人が①被告商品の品質について誤認させるような表示をし(不正競争防止法2条1項20号)、また、②競争関係にある控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する(同条項21号)などして、控訴人の営業上の利益を侵害したと主張して、品質誤認表示及び信用毀損行為の差止等のほか、11億1844万3444円の損害賠償を求めた事案である。
- 2 原審は、被控訴人による品質誤認表示があったと認めたものの、被控訴人従業員による信用毀損行為があったとは認められないなどとした上で、不正競争防止法5条2項に基づき、品質誤認表示がされていた期間における被告商品の販売に係る限界利益の額を6億1192万6912円と算定し、覆滅割合を97%として、1835万7803円の損害賠償を求める限度で控訴人の請求を認容し、その余の請求をいずれも棄却した。
控訴人は、原審の判断のうち、信用毀損行為の差止等請求を棄却した部分及び損害額に係る判断を不服として、本件控訴を提起した。
- 3 本判決は、被控訴人による品質誤認表示のほか、被控訴人従業員による信用毀損行為があったと認められるとした上で、これらの行為によって生じた控訴人の損害額を算定し、原判決を変更して、6890万0853円の損害賠償請求を認容した(なお、信用毀損行為の差止等を求める請求については、将来において再び信用毀損行為がされる蓋然性があるとはいえないとして、請求を棄却した)。

原判決と判断を異にした部分に係る本判決の判断の概要は、次のとおりである。

(1) 信用毀損行為の有無

ア 当審における控訴人従業員の証人尋問における供述は、客観的資料によって裏付けられるものであり、供述内容に不自然、不合理な点は見当たらないというべきであるから、全体として信用することができる。

イ 控訴人従業員の上記供述等によれば、被控訴人従業員が、アフィリエーターを対象とするイベントにおいて、原告商品はオリゴ糖100%ではないが、被告商品はオリゴ糖100%であり、被告商品の方が良い商品である旨の説明をしたものと認められる。当時の原告商品のオリゴ糖の配合割合が約70%、被告商品のオリゴ糖の配合割合が約53%であったことからすれば、上記説明は、全体としてみれば虚偽の事実であることは明らかであり、原告商品は被告商品よりもオリゴ糖含有食品としての品質が劣る商品であるとの印象を与えるものであったといえる。

(2) 損害額

ア 品質誤認表示による損害

(ア) 被控訴人の未収金は、未収金に係る被告商品がいずれも返品されていないことなどからすれば、売上金額から控除するのは相当でない。

(イ) 被控訴人が当審において提出した送料、支払手数料及び広告費に係る請求書等のうち、被告商品に係る費用と被告商品以外の商品に係る費用とが混在しているものについては、被控訴人内の被告商品の売上割合を乗じた額を計上する。

(ウ) 品質誤認表示が行われていた平成26年7月から平成30年11月までの間の被控訴人の限界利益の額は、7億3306万1980円である。

(エ) 被告商品の広告宣伝においてはオリゴ糖の純度以外の特徴も大きく取り上げられていたこと、原告商品の市場占有率は概ね24.4%であったこと、品質誤認表示が約4年4か月にわたって継続的に行われたこと、原告商品及び被告商品はより直接的な競合関係にあったといえることなどを考慮すると、推定覆滅の割合は、91%とするのが相当である。

(オ) 品質誤認表示による控訴人の損害額は、6597万5573円である。

イ 信用毀損行為による損害

(ア) 信用毀損行為があった平成28年10月から品質誤認表示がされていた平成30年11月までの間、信用毀損行為が品質誤認表示と相まって原告商品の売上げに影響を及ぼしたことは否定できないから、控訴人の営業上の利益が侵害されたものと認められる。

(イ) 上記期間における被控訴人の限界利益の額は、上記アと同様に算定すべきであり、2億9252万8485円である。

(ウ) 信用毀損行為によって原告商品及び被告商品の販売数量に一定の影響が及んだ可能性を否定することはできないが、他方で、信用毀損行為がされたのはイベント当日に限られること、被控訴人従業員の説明を聞いたのは多くとも数十人程度にとどまることなどを考慮すると、推定覆滅の割合は、99%とするのが相当である。

(エ) 信用毀損行為による控訴人の損害額は、292万5280円である。